

自動車税・軽自動車税の納税をお忘れなく!

納期限は5月31日です!

■自動車税

4月1日現在、自動車を所有する方へ5月上旬に県税務事務所から納税通知書を送りますので、近くの県税事務所、金融機関やコンビニエンスストアなどで納付してください。また、納期限内であれば、パソコンなどを利用してクレジットカードでも納付できます(決済手数料がかかります。)

名義変更・廃車などの手続きをほかの人に依頼した自動車の納税通知書が届いた場合は、それらの手続きが3月末日までに行われていないことが考えられますので、依頼先に確認してください。

なお、転居などにより納税通知書が届かないときは、県税事務所へ連絡してください。詳細は県ホームページ(☎<http://www.pref.aichi.jp/>)で確認してください。

●問い合わせ

知多県税事務所

☎0569-89-8176(ダイヤルイン)

■軽自動車税

4月1日現在、軽自動車(バイクなどを含む。)を所有する方へ5月上旬に役場税務課から納税通知書を送ります。自動車税と異なり、月割課税制度はありませんので、4月2日以降に廃車などをした場合でも、その年度の全額を納めていただきます。

●軽自動車税の減免

身体障がい、戦傷病、知的障がい、精神障がいの手帳をお持ちの方が所有する軽自動車の税額は、申請により減免される場合があります。軽自動車の所有者は、障がい者本人に限ります(知的障がい、精神障がい、18歳未満の身体障がいがある方は、その方と生計を一にする方が所有者でも可)。減免の対象となる障がいは、手帳の種類、区分、等級によって異なります。

●申請の時期 5月24日(火)まで

※自動車税の減免、バス乗車券の交付、タクシー料金助成を受けている方は、軽自動車税の減免を受けられません。

●問い合わせ 税務課 内線119

軽自動車税の税額改正

税制改正により軽自動車税の税額が変更されます。

●車種区分・税額

車種区分		平成27年度まで	平成28年度まで
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他のもの	4,700円	5,900円
軽二輪	125cc超～250cc以下	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円

三輪および四輪の軽自動車については、平成27年4月1日以後に新車登録されたものについて改正されます。



車種区分		改正前	改正後	重課
軽自動車	三輪車	3,100円	3,900円	4,600円
	四輪貨物(営業用)	3,000円	3,800円	4,500円
	四輪貨物(自家用)	4,000円	5,000円	6,000円
	四輪乗用(営業用)	5,500円	6,900円	8,200円
	四輪乗用(自家用)	7,200円	10,800円	12,900円

- 平成27年4月1日以後に新車登録した車両から改正後の税率が適用
- 最初の新規検査から13年を経過した三輪および四輪車などについては、平成28年度から重課税率を適用
- 平成27年4月1日以後に新規登録された車両で排出ガス性能や燃費性能の優れた車両については軽課が適用

●問い合わせ 税務課 内線119